

船舶事故調査報告書

令和4年12月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年10月14日 04時50分ごろ
発生場所	新潟県新潟港西区 新潟港西区西突堤灯台から真方位090° 30m付近 (概位 北緯37° 57.5′ 東経139° 04.1′)
事故の概要	プレジャーボート ^{こあみ} 小網号は、北北東進中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年11月11日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 小網号、5トン未満（長さ6.19m）
船舶番号、船舶所有者等	220-15678新潟、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部外板に擦過傷、船外機カバーの脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：05時51分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りのポイントに向かう目的で、船長が操舵スタンドの前に立ち、約11ノットの対地速力で手動操舵により北北東進した。</p> <p>本船は、新潟港西区西突堤と第1西防波堤の間の切り通し（以下「本件切り通し」という。）を東から西へ通過しようとする直前に船長がめまいを起こし、本件切り通し付近の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃を感じた後、機関が停止して漂泊したので、海上保安庁に本事故が発生した旨の通報を行った。</p> <p>船長は、本事故後、本件切り通し付近で左舵を取ったので消波ブロックに乗り揚げたと思ったが、本件切り通し付近でめまいを起こし、左舵を取ったことを覚えていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、血圧を下げる薬を服用していたが、本事故当日、風邪気味で風邪薬とビタミン剤も併せて服用していた。</p> <p>船長は、本事故後、血圧を下げる薬の他に風邪薬等の複数の薬を同時に服用し、薬の作用でめまいを起こしたと思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約0.8mであった。</p>
分析	本船は、手動操舵で北北東進中、船長が、本件切り通しを東から西へ通過しようとした際、めまいを起こしながら航行を続けたことか

	<p>ら、無意識に左舵を取って本船が左転し、本件切り通しの消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長が、本事故当日、風邪気味で体調が悪かったものの、めまいを起こした原因については明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が手動操舵で北北東進中、船長が、本件切り通しを東から西へ通過しようとした際、めまいを起こしながら航行を続けたため、無意識に左舵を取って本船が左転し、本件切り通しの消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人乗り組みのプレジャーボートの操船者は、体調不良の場合は、出港を取りやめること。 ・ 操船者は、複数の薬の服用について事前に医師又は薬剤師に確認し、それに従って薬を服用すること。